消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十六号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「食品表示課」を「食品表示企画課」に改める。

第十二条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号の次に次の三号を加える。

三　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること（同法第二十二条第一項に規定する指針に係るものに限る。）。

四　食品衛生法第二十条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること（同法第十九条の十四第一項及び第二項の規定による指示、同条第四項の規定による命令並びに同法第二十条第三項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

第十二条に次の二号を加える。

八　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること（同法第三十二条第一項及び第三十二条の三第一項の規定による勧告、同法第三十二条第二項及び第三十二条の三第二項の規定による命令並びに同法第三十二条第三項及び第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去の実施に係るものに限る。）。

九　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち同法第二条第三項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。次条第四号において同じ。）に関すること（同法第九条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令並びに同法第十条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査の実施に係るものに限る。）。

第十三条（見出しを含む。）中「食品表示課」を「食品表示企画課」に改め、同条第一号中「（昭和二十二年法律第二百三十三号）」を削り、「関すること」の下に「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条第二号を削り、同条第三号中「（昭和二十五年法律第百七十五号）」を削り、「関すること」の下に「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「（平成十四年法律第百三号）」を削り、「関すること」の下に「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条第五号中「（平成二十一年法律第二十六号）」及び「（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）」を削り、「関すること」の下に「（表示対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第四号とする。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十七号

経済産業省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第六項並びに第二十一条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。

第百三十五条中「特許審査第一部」を「審査第一部」に、「特許審査第二部」を「審査第二部」に、「特許審査第三部」を「審査第三部」に、「特許審査第四部」を「審査第四部」に改める。

第百三十七条第三号中「意匠及び」を削る。

第百三十八条（見出しを含む。）中「特許審査第一部」を「審査第一部」に改め、同条に次の一号を加える。

三　意匠の審査に関すること。

第百三十九条（見出しを含む。）中「特許審査第二部」を「審査第二部」に改める。

第百四十条（見出しを含む。）中「特許審査第三部」を「審査第三部」に改める。

第百四十一条（見出しを含む。）中「特許審査第四部」を「審査第四部」に改める。

第百四十三条第一項第一号中「六」を「七」に改め、同項第二号中「五」を「三」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　審査第一部　二

第百四十三条第二項第一号中「七人」を「四人」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　審査第一部　八人

第百四十三条第二項第三号中「特許審査第二部」を「審査第二部」に改め、同項第四号中「特許審査第三部」を「審査第三部」に改め、同項第五号中「特許審査第四部」を「審査第四部」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

産業構造審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十八号

産業構造審議会令の一部を改正する政令

内閣は、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）第七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。